

議案第69号

権利の放棄（進学奨励資金返還金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

平成2年7月1日から平成5年1月1日までに貸し付けた進学奨励資金貸付金に係る未返還額の請求権について権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

貸付金616,660円のうち61,660円の未返還額

3 相手方

債務者 新潟市 個人

連帯保証人 新潟市 個人

4 理 由

債務者及び連帯保証人ともに、裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。